

呉市の保育所等における
医療的ケア児の受入れに関する
ガイドライン

令和6年3月

(令和8年4月一部改訂)

呉市

こども部 こども施設課

はじめに

近年、医療技術の発展を背景に、新生児集中治療室等での入院治療後も、引き続き経管栄養や喀痰吸引等の医療行為(以下「医療的ケア」とする。)を、日常的に必要とするこどもが増加しています。医療的ケア児やその家族が、個々の心身の状況やニーズに応じて適切な支援を受けることができるよう体制を整備することが重要な課題となっています。

このような状況を踏まえ、令和3年6月に、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が公布され、同年9月に施行されました。この法律では、地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有すると規定され、医療的ケア児に対する保育体制の拡充等の措置を講じることが明記されました。

呉市としても、医療的ケア児の受入れについては、重要な課題と認識しております。これまでも呉市内の保育所等で安全な環境を整えた上で、医療的ケア児の受入れを行っていましたが、医療的ケア児支援法の基本理念を踏まえ、より安全で安心な環境を整えた上で受入れを行うためにも、ガイドラインを策定しました。

このガイドラインを活用し、保護者・保育所等・医療機関及び呉市の関係機関が協力し、保育所等における医療的ケア児の受入れ体制を整えるとともに、保育所等の利用までの手続きの流れを明確にすることで、保育所等への入所を円滑に進め、安全安心な環境の中で、医療的ケア児及びその家族の意思を最大限尊重し、健やかな成長ができるよう図っていきたいと考えています。

令和8年4月
呉市こども部こども施設課

目次

I. 基本的事項

- 1 ガイドラインの趣旨・目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 医療的ケアとは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 医療的ケア児の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 呉市の保育所等における医療的ケアの実施・・・・・・・・ 5
 - (1)対象となるこども
 - (2)対応できる医療的ケア
 - (3)受入れ体制
 - (4)各保育所等での受入れ体制
 - (5)医療的ケアの実施者
- 5 保護者に留意していただく事項・・・・・・・・・・・・ 7

II. 保育所等の利用までの手続き

- 1 こども施設課での入所の相談・聞き取り・・・・・・・・ 7
- 2 希望保育所等の見学・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 医療的ケアの申し込み・面談・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 4 医療的ケア受入れの可能性の検討・・・・・・・・・・・・ 8
- 5 受入れの結果通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 6 入所の申し込み・面接・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 7 利用保育所等の内定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 8 入所前面談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

III. 保育所等での生活と医療的ケアの実施

- 1 慣れるまでの保育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 1日の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (1)医療的ケア児の1日の流れ
 - (2)行事・保育所等外での活動
- 3 医療的ケア実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (1)医師との連携
 - (2)職員の連携
 - (3)職員の研修
 - (4)安全管理
- 4 感染症の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

IV. 入所後の医療的ケア実施に係る手続き

- 1 入所後に医療的ケアの内容を変更又は追加する場合・・ 13
- 2 入所後に医療的ケアが不要となった場合・・・・・・・・ 13
- 3 入所後に医療的ケアが必要となった場合・・・・・・・・ 13

V. 関係機関との連携

- 1 療育先との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4
- 2 小学校との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4

I 基本的事項

1 ガイドラインの趣旨・目的

医療的ケア児の受入に当たっては、それぞれのこどもの健康状態や医療的ケアの内容により異なります。このため、主治医・看護師等・保育所等職員がそれぞれの役割を明確にし、保護者とともに密に連携をとることで、全てのこどもが健康で安全安心な生活を送ることができる環境を整えていくことが重要です。

本ガイドラインは、主治医に集団保育が可能と判断され、市長が認めた医療的ケア児が保育所等^{*1}において、保護者・保育所等職員をはじめ関係者が互いに共通認識のもと、他のこどもたちとの関わりの中で、健康で安全安心な生活を送るために必要な事項を「呉市医療的ケア受入れ等実施要綱」に基づいて示し、医療的ケア児の保育所等の円滑な利用を図ることを目的に作成しました。

※1 保育所等…保育所（園）、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所

2 医療的ケアとは

呉市の保育所等における「医療的ケア」とは、病気の治療を目的としたものではなく、日常生活の中で、長期にわたり継続的に必要とされる「経管栄養」、「痰の吸引」、「インスリン注射」、「導尿」等の医療行為を想定しています。呉市の保育所等では、医療的ケアを実施するために配置された看護師等が、医療的ケア児の主治医の指示に基づいた方法で医療的ケアを実施し、医療行為に該当しない範囲の補助などを、保育士や他の職員と協力しながら行っています。

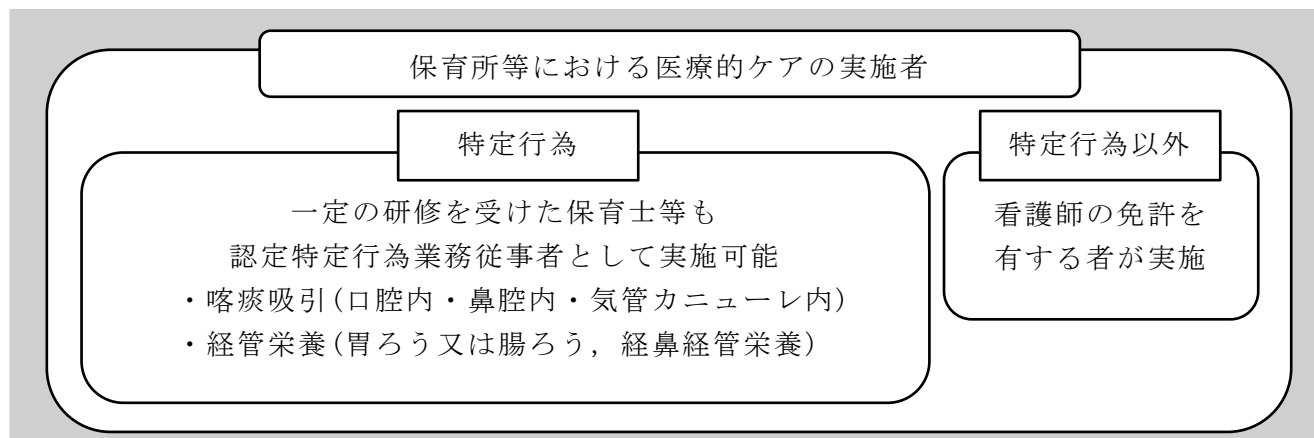


図1 医師の指示のもとに保育所等において保育士等が行うことができる医療的ケアの内容と範囲

出典：保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン
(令和3年3月、保育所等における医療的ケア児への支援に関する研究会)

3 医療的ケア児の定義

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律において、「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童と定義されています。

4 呉市の保育所等における医療的ケアの実施

集団保育が可能な医療的ケア児の安全を確保するために、実施する医療的ケアの種類や保育を実施する時間等の要件は、次のとおりとします(【第1号様式－医療的ケアを必要とするこどもの入所を希望する保護者のみなさまへ】を参照)。

(1) 対象となるこども

本市に在住または入所予定月の前月末までに転入予定であり、保護者が就労等で保育を必要とするこどものうち、次のすべての要件を満たし、関係機関との検討会議の結果、受入れができると判断されたこどもを対象とします。

ア 集団生活への対応が可能であること

- ・感染症による基礎疾患の悪化や合併症の発症等のリスクが低いこと
- ・職員の見守りの中で、他のこどもとの集団生活が可能であること
(常にバイタルサインの確認が必要でないこと等)

・集団生活を送ることが医療的ケア児の健康への過度な負担とならないこと

イ 在宅で安定した生活をしていること

- ・日常的に保護者が自宅で行っている医療的ケアの手技が確立し、保護者による安定した医療的ケアが行われていること
- ・病状や健康状態が安定しており、症状の悪化が予見されないこと

ウ 医師との協力関係が可能であること

- ・保護者や主治医の同意のもと、病状や医療的ケアに関する情報を保護者と保育所等で十分に共有できること
- ・必要に応じて、主治医等から医療的ケアの手技等の指導を受けられる等、保育所等と主治医・医療機関が連携できること

エ 保育所等での受入れ体制(人員配置や施設環境等)が整えられていること

(2) 対応できる医療的ケア

保育所等で実施する主な医療的ケアの内容については、次の表のとおりです。

これ以外の医療的ケアについては、安全に実施することが可能であると判断されたものを対象とします。ただし、次の表の範囲内であっても、こどもの状況を総合的に勘案し、関係機関との検討会議の結果、実施できないと判断することもあります。

経管栄養 経鼻・胃ろう・腸ろう	鼻や胃、腸のチューブを介して、流動食や水分を入れることです。
喀痰吸引 鼻腔内・口腔内・ 気管内	痰や唾液、鼻汁等を自分の力だけでは十分に出せない場合に、吸引カテーテルを鼻、口、気道内に入れ、痰や唾液、鼻汁等を取り除くことです。
血糖測定	主治医の定めた時間に、手指や耳たぶを穿刺し、血液を少量採取し、血糖値を測定します。
インスリン投与 皮下注射 ポンプ	糖尿病等によりインスリンの分泌が十分ではない場合等、定期的もしくは身体状況や医師の指示に合わせて、皮下注射や持続ポンプからインスリンを補います。

導尿	排尿障害により，排尿が困難な場合に，膀胱にカテーテルを挿入し，排尿することです。
酸素療法 酸素マスク 酸素カニューレ	疾病等により，酸素が十分に体内に取り込めない場合に，足りない酸素を補います。

(3) 受入れ体制

原則として次のとおりとしますが，こどもの状態や医療的ケアの内容を考慮して，変更となる可能性があります。

ア 受入れ時期は，４月１日からを基本とします。

イ 保育所等の開園時間の範囲内において，医療的ケアを担当する看護師等が勤務している時間とします。

ウ 保育を行う日及び時間は，保育所等の開所日のうち平日（月曜日から金曜日まで）で，受入れ時間は受入れの保育所等と相談後，決定します。教育認定こども（１号認定児）については，原則，保育所等の開所日のうち，平日（月曜日～金曜日まで）の教育標準時間とします。

(4) 各保育所等での受入れ体制

ア 公立保育所に入所を希望される場合

こども施設課で入所の相談後，医療的ケア児の保護者が希望する公立保育所の職員と情報共有をします。利用を希望される公立保育所の見学を行ってください。

こども施設課において，集団保育の可否，希望する呉市公立保育所での受入れの可否（看護師等の配置や保育室等の環境）等を保育士，看護師等の専門職を交えて協議します。

なお，医療的ケア児の受入れは，保育施設ごとに医療的ケアの状況や施設環境，職員配置等により判断されます。このため，呉市公立保育所を希望する場合は，上記のとおり，施設を所管するこども施設課で受入れの調整を行います。

イ 民間保育所等に入所を希望される場合

入所を希望される年度の前年の８月頃までに，こども施設課で入所の相談を受けつけます。利用を希望される民間保育所等に，必ず医療的ケアの実施が必要なことを伝えた上で，こどもと一緒に保育所等の見学を行ってください。保育所等の職員は，こどもの状況及び，実施する医療的ケアの確認をします。必要に応じて，主治医やこども施設課の職員等と情報共有をし，こども施設課は必要なサポートを行います。

(5) 医療的ケアの実施者

ア 医療的ケアは医療的ケア担当看護師等が対応します。

イ 医療的ケア担当看護師等の勤務態勢において，対応できない場合には，こども施設課等の看護師が臨時対応をする場合があります。

ウ 医療的ケア担当看護師等に突発的な事象が発生したり，やむを得ない場合に

- は、保護者に協力を依頼する場合や、受入れができない場合があります。
- エ 医療的ケア担当看護師等の変更が発生した場合、安全に実施するための準備が整うまでの間、保護者に医療的ケアの対応の協力を依頼する場合があります。
- オ 医療的ケア担当看護師等の配置が整わない状態が継続する場合には、保護者と別途協議します。

5 保護者に留意していただく事項

保育所等における医療的ケアの実施には、保護者の理解と協力が不可欠です。受入れの可能性の検討や医療的ケアの実施に向けて、次の事項に留意していただきますようお願いいたします。

- (1) 【第5号様式－医療的ケア指示書】に記載の種類及び回数の医療的ケアのみ実施します。記載のないものや指示された回数を超えるものについては、実施できませんので、ご了承ください。
- (2) 施設長や医療的ケア看護師等が主治医との面談を求めた場合には、遅延なく主治医に対して、その旨を伝えてください。
- (3) 定期的に主治医の診察を受け、受診の結果や医療的ケアの内容に関する新たな情報(主治医の意見や健康状態の変化等)を保育所等へ伝達してください。
- (4) 登所時、こどもの健康状態について、保育士または医療的ケア担当看護師等に伝達してください。なお、体調が優れない場合は、登所を控えてください。
- (5) 緊急時の連絡手段を明確にし、変更等があった場合は、速やかに保育所等へ報告してください。
- (6) 保護者は、医療的ケアに必要な医療機器・衛生用品等の準備及び管理を行い、不足の無いように毎日持参し持ち帰り、点検及び整備を行ってください。

II 保育所等の利用までの手続き

集団保育の開始にあたり、保育所等が安全に受入れ体制等の整備をし、医療的ケア児が安心して過ごせるように環境を整えます。保育所等の見学や主治医との医療連携等、調整時間を十分に確保する必要があることから、できるだけスケジュールに余裕を持って進めていきます。【第2号様式－医療的ケア児の受入れまでの流れ】に手続きの流れを示しています。

1 こども施設課での入所の相談・聞き取り

保育所等の入所にあたり、保護者は主治医に集団生活が可能かどうかを相談します。集団生活が可能と判断され、保育所等において医療的ケアの実施が必要な場合は、こども施設課にご相談ください。

利用開始までの流れの説明とこどもの健康状態の確認を行います。

2 希望保育所等の見学

こども施設課に相談後、入所を希望する保育所等に、必ず医療的ケアの実施が必要なことを伝えた上で、こどもと一緒に保育所等の見学を行ってください。

保育所等の職員は、こどもの状況及び実施する医療的ケアの確認をします。

3 医療的ケアの申し込み・面談

保護者は、こども施設課での相談・聞き取り後に、希望する保育所等を見学します。その後、希望する保育所等を決定後、【第3号様式－主治医意見書】、【第4号様式－医療的ケア実施申込書】をこども施設課に提出し、医療的ケアの実施を申し込みます。

4 医療的ケア児受入れの可能性の検討

安全安心に保育を行うために、集団生活での医療的ケアの対応、及び受入れをする保育所等の環境、安全管理等について、「医療的ケア児受入れ検討会議」で受入れの可能性を検討します。

「医療的ケア児受入れ検討会」は受入れ保育所等の職員、関係課職員、こども施設課職員等が委員となり、こども施設課が開催します。

5 受入れの結果通知

医療的ケア児受入れ検討会の結果を保護者へお知らせします。

- (1) 受入れ可能な場合は、保護者に【第7号様式－医療的ケア実施回答書】を送付し、入所申し込みの案内をします。
- (2) 受入れ困難な場合は、保護者に【第7号様式－医療的ケア実施回答書】を送付するとともに、関係課と連携し、他支援・サービスの検討をします。

6 入所の申し込み・面接

保育所等の見学後、希望する保育所等や入所時期を決定し、入所申し込みの締め切り日までに、入所申し込みをします。

7 利用保育所等の内定

(1) 医療連携

保護者は、こどもの受診日等で、主治医との面談可能な日程を調整してください。原則として、主治医・保護者とこども・入所を希望する保育所等の職員・こども施設課の職員で、こどもの状況や医療的ケアの内容、集団生活における配慮事項等の確認をします。主治医に【第5号様式－医療的ケア指示書】、【第6号様式－保育活動のめやす】の記入を依頼します。

(2) 実施保育所等の内定

通常の入所手続きと同じスケジュールで、利用調整を行い、選考結果を保護者及び保育所等に通知します。

8 入所前面談

保育所等で、保護者・こども・保育所職員で面談を行います。必要に応じて、こども施設課職員が同席する場合もあります。必要な情報として、母子手帳やお薬手帳等を確認することがあります。

面談では、【第4号様式－医療的ケア実施申込書】、【第5号様式－医療的ケア指示書】と【第6号様式－保育活動のめやす】、主治医との医療連携の内容をもとに、

保育所等は、保育所等における医療的ケアの実施内容・期間、緊急時の対応及びその他の留意事項が記載された【第8号様式－医療的ケア実施通知書】及び【第10号様式－医療的ケアの受入れに関する確認書】、【第12号様式－医療的ケア実施計画書】を保護者に対して、保育所等で実施する医療的ケアについて十分に説明した上で、保護者に通知します。

保護者は、【第8号様式－医療的ケア実施通知書】の内容を確認し、支障が無ければ、【第9号様式－医療的ケア実施承諾書】と【第10号様式－医療的ケアの受入れに関する確認書】を保育所等に提出します。支障がある場合は、保育所等との同意に向けて調整します。その場合は、必要に応じて利用開始の時期を延期します。

なお、保育所等の利用が決定した場合でも、看護師配置や保育所等の環境整備等が整うまで待機していただく場合があります。

Ⅲ 保育所等での生活と医療的ケアの実施

1 慣れるための保育

保育所等を利用することは、これまでの保護者と家庭の生活から、こども同士や職員との集団生活へと変わるため、新たな環境に慣れることが大切です。また、こども・保護者・施設長・医療的ケア担当看護師等・保育所等職員の全体で、医療的ケアの内容や方法を確認することや、相互に負担がなく安全で楽しく過ごせるように、配慮事項やリスク等を踏まえて保育内容や時間を検討・調整していきます。

こどもの様子に応じて、看護師の医療的ケアの手技の獲得やこどもが慣れるための準備期間(保護者同伴や短時間利用)は、約1～2か月設けています。

2 1日の流れ

(1) 医療的ケア児の1日の流れ

ア 登所(園)

受入れを担当する職員は、前日から登所までの家庭での様子や健康状態について、連絡帳等を活用しながら、保護者に確認します。医療的ケアに必要な機器や物品を保護者から預かります。

1日の保育は、保護者から確認した内容を、職員間で共有し、保育をします。

イ 日中の保育

こどもの健康状態を考慮しながら、1日の保育の流れに沿って、保育士や医療的ケア児担当看護師等のそれぞれの職員が担当する役割を確認し、職員間で連携を図りながら保育します。また、可能な限り他のこどもと積極的に関わりを持ちながら過ごすことができるように配慮します。

医療的ケアの実施にあたっては、必要に応じて、専用スペース等で実施する等、プライバシーに配慮します。

ウ 降所(園)

お迎え時には、連絡帳等を活用しながら、日中の様子や医療的ケアの実施状

況等をお伝えするとともに、登所時に預かった機器や物品を返却します。お迎え時に、担任保育士や医療的ケア担当看護師等が立ち会えない場合も想定されるため、職員間で情報共有を行い、適切に対応します。

(2) 行事・保育所等外での活動

- ア こどもに合わせた行事や保育所等外での活動の内容を計画し、あらかじめ保護者への説明と理解を得ておき、必要に応じて、主治医にも確認をします。
- イ 安全な保育のため、事前の下見に基づき、活動先及び活動内容等に関して、十分な検討を行い、また十分な人員体制を整えて実施します。保護者の同伴を求める場合は、その必要性を十分に検討し、保護者の理解と協力を得るようにします。
- ウ 確認事項として、次の内容を確認・検討します。
 - ・活動時間や内容に無理がないか(移動距離、活動場所、ケア実施時間等)
 - ・ケアを行う場所がプライバシーや衛生面において、適切な場所であるか
 - ・集団の活動に参加できるか(単独行動が主とならない等)
 - ・行事等の通常の保育でない状況において、体調不良等の適さない健康状態であると保育所等が判断した場合は、保育を行うことはできません。

3 医療的ケアの実施体制

(1) 医師との連携

ア 主治医による指導について

- (ア) 主治医(医療機関)は、医療的ケア担当看護師等に、実施する医療的ケアについて具体的な指示や指導を行います。
- (イ) 医療連携を終え、医療的ケアの指示内容を確認し適切な指導を受けた上で、保育所等での受入れ体制が整ってから、医療的ケアの対応を開始します。
- (ウ) 保育所等は、実施した医療的ケアの内容やこどもの様子、ヒヤリハット事例等を掲載した【第13号様式－医療的ケア実施報告書】をおおむね6か月ごとに作成し、保護者に交付します。交付を受けた保護者は、報告内容について主治医の確認を得ることとします。
- (エ) こどもに健康上の問題や緊急時対応等が生じた場合は、その都度専門的知見や指示内容の確認をします。
- (オ) 主治医が遠方の場合は、日常的な相談・指導に関して保護者が主治医へ確認します。緊急時の受入れ対応が可能な医療機関とも、連携をとります。
- (カ) 医療機関に依頼する医療連携の経費及び必要書類の文書料については、保護者負担となります。

イ 嘱託医との連携

保育所等は、他のこどもと同様に、医療的ケア児の健康状態について、嘱託医へ情報提供します。嘱託医は、医療的ケア児の個別の状況を十分に踏まえ、健康診断等を適切に行います。

(2) 職員の連携

職種の違いによるこどもの観察点や、危機管理や連携の方法等、異なる視

点を重ね合わせ、施設長が中心となって、医療的ケア担当看護師と保育士等が協働しながら対応していきます。

次の表に保育所等の職種別の役割の例を示しています。

職種	役割		具体的な内容	
			個別内容	保護者面談
施設長 (管理者)	総括 責任者	・ 個別対応内容の決定と職員への周知徹底 ・ 保育所等内での職員研修の企画 ・ 主治医や嘱託医と連携し、緊急時対応を事前確認 ・ 緊急時のリーダー ・ 薬剤の管理 等	最終決定	○
主任	施設長補佐 こどもの健康面の把握	・ 全職員への指示伝達 ・ 施設長補佐の役割の確認と実行 等 ※施設長不在時は役割を代行する	担任と連携をとり、職員間の調整と全体共有	○
給食調理員	安全な食の提供	・ 配慮食における給食対応 ・ 配慮食献立の作成 ・ 緊急時対応は職員と同様 等	配慮食の調整と全体共有	状況に応じ○
担任 (保育士)	医療的ケア児への安全な保育の実施	・ 主治医や嘱託医との連携 ・ 保育計画の立案 ・ 安全で医療的ケア児が安心できるクラス活動 ・ 他のこどもや他クラスへ医療的ケア児の正しい知識の周知伝達 ・ 緊急時対応 等	保育計画の全体共有 クラスや保育活動全体での配慮	○
医療的ケア担当 看護師	安全な医療的ケアの実施	・ 主治医や嘱託医との連携 ・ 医療的ケア計画の立案と実施 ・ 薬剤と医療機器等の管理 ・ 他のこどもや他クラスへ医療的ケア児の正しい知識の周知伝達 ・ 緊急時対応 等	クラスや保育活動全体での配慮	○
他の職員	医療的ケア児への適切な配慮	・ こどもを把握し適切な配慮 ・ 緊急時対応 等	情報共有及び職員間での連携	状況に応じ○

(3) 職員の研修

保育所等の全職員が、こどもの健康状態の理解と安全や衛生面に関する理解を深めるため、医療的ケア児の疾患、医療的ケア内容や手技、保育室等の衛生管理の重要性、感染症の予防等について、保育所等内職員研修等を行います。

また、職員の専門性の向上のために、必要に応じて消防署と連携し、緊急時シミュレーション研修等を行う等、研修の機会を保障します。

(4) 安全管理

ア 緊急事態等に備えた対応（体調の急激な変化やけが等）

保育所等は、主治医の指示内容や搬送する医療機関、主治医及び保護者との連絡を円滑に行うことができる緊急連絡先等が記載された【第16号様式－個別緊急時対応マニュアル】を作成し、緊急体制の整備するとともに、施設職員に共有することで、緊急時にも迅速な対応ができるようにします。

また、必要に応じて、保育所等が【第17号様式－医療連携 情報用紙】に医療的ケア児の情報を記入し、保護者の同意の上で、消防署へ情報提供し、より適切で円滑な医療へつなぎます。

また、保育所等は次の内容について検討・準備をします。

(ア) 医療連携の時に、主治医に想定される緊急時対応の確認を行います。

(イ) 保育所等で医療的ケア児の個別性に合わせた【第16号様式－個別緊急時対応マニュアル】を作成し、緊急時対応のシミュレーション訓練を行います。

イ 災害等に備えた対応

災害発生時の対応について、家庭での対応を把握した上で、保育所等は、次の内容について十分な確認と調整を行います。

(ア) 安全な避難場所や避難経路を事前に把握し、移動手段はどうするのか、他のこども達も含めた避難について、職員間で移動する場合の役割分担等を把握しておきます。

(イ) 生活必需品や医療的ケアに関わる物品について、災害発生時に持ち出す物の準備をしておきます。また、保育時間中に使用する医療物品や衛生用品の必要数とは別に、災害発生時等に対応できる予備分の持参を依頼します。

(ウ) 避難場所で開催する医療的ケアについて、避難場所内のどこで医療的ケアを実施するのかを避難場所となっている施設と事前に調整しておきます。

(エ) 医療的ケアの内容によっては、停電を想定し、電気が使用できない状況下での対応を検討しておきます。

(オ) 状況によっては、医療機関へ行くことも検討し、保護者と共に持参する書類等を事前に準備しておくことも考えられます。

ウ 医療的ケア対応における事故やヒヤリハット

ヒヤリハット等について積極的に記録・報告をあげ、情報共有を行い、予防対応策を検討し、必要に応じて医療的ケア対応内容の再検討を行い解決していきます。また、【第13号様式－医療的ケア実施報告書】を通じて、主治医に対応を確認します。

4 感染症の対応

保育所での感染症対策については、厚生労働省「保育所における感染症ガイドライン」に基づき対応します。

(1) 保育所等で感染症が発生した場合の対応について、事前に主治医に確認します。

(2) 保護者と感染症流行時の対応方法を確認しておき、保育所等で感染症の発生が見られた場合は、速やかに保護者へ情報提供します。

(3) 医療的ケア児の中には、呼吸器感染症にかかりやすい特徴があることから、感染症が拡大する状況、特に新興感染症※²においては、主治医や嘱託医に、現在の保育所等を取り巻く状況を丁寧に説明し、対応方法を相談の上、その指示に従います。また、登所時においては、特に健康観察を徹底し、日々の体調の変化に留意します。

※2 新興感染症・・・世界保健機構(WHO)の定義で「かつては知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的に、あるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症」

IV 入所後の医療的ケア実施にかかる手続き

1 入所後に医療的ケアの内容を変更又は追加する場合

- (1) こどもの健康状態の変化等により、医療的ケアの内容を変更又は新に追加する場合は、保護者が保育所等に報告をします。保育所等とこども施設課で協議の上、必要に応じ、医療連携を行います。
- (2) 【第5号様式－医療的ケア指示書】，【第6号様式－保育活動のめやす】を提出していただくことがあります。
- (3) 健康状態の変化により、保育所等における集団保育が困難と保育所等やこども施設課が判断した場合は、保護者に対してその旨を説明し、保育所等の利用に関して協議します。
- (4) 健康状態の変化により、長期欠席が続いた場合は、保育所等の利用に関して協議します。

2 入所後に医療的ケアが不要となった場合

保育中に医療的ケアを実施する必要がなくなった場合は、医療的ケアの実施を終了します。保育所等に相談の上，【第11号様式－医療的ケア終了届】を保育所等に提出してください。

3 入所後に医療的ケアが必要となった場合

入所時には医療的ケアを必要としていなかったこどもが、在所中に医療的ケアが必要となった場合には、保育所等に相談してください。保育所等はこども施設課に報告の上、保護者と連携しながら本ガイドラインに沿って、医療的ケア児の受入れに必要な手続きを進めます。

なお、医療的ケアの実施が決定され、医療的ケア担当看護師等の配置が完了するまでは、原則自宅待機となります。

V 関係機関との連携

1 療育先との連携

医療的ケア児が療育機関等に通っている場合は、必要に応じて、療育先の医師・看護師・その他専門職員と連携し、共に支援を進めます。

2 小学校との連携

医療的ケア児の就学に際し、就学先における受入れ体制の確保のために、保護者と学校との連携において、こどもの状況に応じて丁寧な調整を行い、円滑な移行を進めます。そのために、保育所等は保護者の同意のうえ、小学校への情報提供を行います。

(1) 保護者が小学校への連携を行う時に、保育所等での対応について、小学校が保育所等での医療的ケア対応を見学できるなどの調整を行い、就学前の取り組みを進めます。

(2) 保育所等では、こどもの状況に合わせ、小学校での生活を想定し、医療的ケアの時間等、集団保育の中で調整できる範囲で就学前の取り組みを行います。

おわりに

このガイドラインは、呉市の保育所等の利用に関して、基本的事項の他、申し込みの流れや手続き、入所後の保育の流れなどを明文化した保護者への入所案内として活用いただけます。

医療的ケア児が他のこどもと等しく保育を受けることができ、呉市における障害児保育の一層の推進に寄与することを期待しています。

なお、医療的ケア児の状況が多様であり、個別の状況に応じたきめ細やかな支援体制の中、障害児(者)通所支援事業所や訪問看護等の様々な障害福祉サービスを視野に入れながら、一人ひとりにとって適切な支援を選択していくことが大切であり、こども施設課としても引き続き関係機関と連携してまいります。

呉市保育所等における
医療的ケア児受入れに関するガイドライン

発行日 令和 6年 3月 1日

令和 8年 4月 1日 一部改訂

発行 呉市 こども部 こども施設課

電話:0823-25-3371(呉市こども施設課 施設グループ)